

日本人の台湾へのワーキング・ホリデー査証申請要項

一、発給要件

1. 申請時に日本在住の日本国民であること。
2. 過去に本国のワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。
3. 申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること。
4. 休暇は台湾入国の目的で、ワーキング・ホリデーは付随するものに過ぎない。なお、査証有効期限満了前に出国すること。
5. 被扶養者を同伴しないこと。(被扶養者が同じ査証またはほかの査証を取得した場合を除く)
6. 下記の必要資料を提出すること。

二、必要書類

1. ワーキング・ホリデー査証専用申請書(申請者本人の署名が必要)
◎2012年4月から申請書はウェブサイトで作成することになりました。
専用ウェブサイト(<http://visawebapp.boca.gov.tw>)
2. 履歴及び台湾における活動の概要(所定フォームあり)。
3. 日本旅券(申請時残存期限6ヶ月以上)。
4. 申請日前6ヶ月以内に撮った4cm x 5cmのカラー写真2枚。
5. 一年以上の海外旅行保険の加入証明書(原本と写し1通)。
6. 往復の航空券。
7. 20万円以上またはそれに該当する財力証明書(銀行の残高証明書等)。
(30万円以上の財力証明書があれば、6.往復の航空券は不要)
8. 査証料金: 無料

三、申請手続

1. 申請者本人が申請を行うこと。(代理申請は不可)
2. 中華民国駐日代表処及び各弁事処において申請すること。
3. 状況により上記以外の書類の提出が必要となる場合、または審査官による面接が要求される場合がある。

四、発行査証種類

1. 種類: 停留査証(VISITOR VISA) / 数次使用(MULTIPLE)。
2. 滞在日数: 180日(現地で一回の延長が可能。最大一年間滞在できる)
3. 延長手続: 滞在期限が切れる15日前から、居住地の内政部移民署のサービスステーションで更新手続をすれば、最大180日の延長ができる。
その後の更新は不可。